

報告第5号

平成25年度栗東市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、次のとおり議会に報告する。

平成26年9月2日提出

栗東市長 野村昌弘

### 健全化判断比率の状況(平成25年度)

(単位:%)

市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
栗東市	-	-	18.0	219.4
早期健全化基準	12.88	17.88	25.00	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	

### 資金不足比率の状況(平成25年度)

(単位:%)

特別会計の名称	大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	水道事業会計
資金不足比率	-	-	-	-